

長建協発第243号
平成27年8月26日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

ロープ高所作業における危険の防止を図るための
労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、ロープ高所作業による労働者の墜落・転落等の労働災害を防止するため、平成27年厚生労働省令第129号「労働安全規則の一部を改正する省令」等が平成27年8月5日に公布され、ライフラインの設置等労働者への特別教育の規程が新設されたところであります。

つきましては、標記について、全建を通じ同省労働基準局安全衛生部安全課長より別添のとおり周知依頼が参っておりますのでお知らせ申し上げます。

追って、省令改正の詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

☆厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>